

## 市・基幹型地域包括支援センター・地域包括支援センター等の役割分担について (案)

業務項目	市(長寿社会部)	市(区・地域福祉課)	社会福祉協議会本部	基幹型地域包括支援センター	地域包括支援センター	在宅介護支援センター
基本機能	・保険者機能 ・地域包括の統括、評価機能	・地域包括ケアの推進 ・老人福祉法の措置権等	・基幹型包括の統括、調整 ・行政機関との調整	・地域包括支援センターの後方支援 ・センター間の連携調整 ・区レベルでのネットワーク構築 ・行政機関とのパイプ役 ・困難ケース・権利擁護を必要とするケースのスーパーバイズ	・ワンストップサービス窓口 ・地域のネットワークの構築 ・権利擁護機能 ・介護支援専門員支援機能	・在宅介護等に関する総合相談 ・各種の保健福祉サービスの行政機関、実施施設等との連絡調整
総合相談		・相談・調整 ・老人福祉法の措置に関する相談、調整 ・平日日中の相談体制と夜間・休日の緊急連絡網の整備	・高齢施策推進課とともに判断基準の作成(？) ・夜間・休日の緊急連絡網整備の検討	・総合相談窓口(初期対応、継続支援が必要なものは包括に引き継ぐ) ・平日日中の相談体制	・総合相談窓口 ・24時間相談体制	・在宅介護等に関する総合相談 ・各種の保健福祉サービスの行政機関、実施施設等との連絡調整 ・平日日中の相談体制
困難事例の支援		・相談・調整 ・個人情報(介護保険、経済状況、家族構成等)の速やかな提供 ・老人福祉法の措置権に関わる相談、調整	・連携の基準を作成	・地域包括のスーパーバイズも含めた後方支援	・高齢者虐待、消費者被害を含めた困難事例の相談受付	
地域ネットワーク	・関係機関(警察・消防・医師会・地区組織等)との調整	・ネットワークへの参加	・関係機関(警察・消防・医師会・地区組織等)との調整	・関係機関(警察・消防・医師会・地区組織等)との連携	・関係機関(警察・消防・医師会・地区組織等)との連携	
社会資源の発見・整備		・情報提供	・地域資源収集のためのフォーマットを作成(フォーマル・インフォーマル含めて)	・情報の収集と発信	・情報の収集と発信	・情報の把握収集
実態把握		・市民及び民生委員からの相談		・必要に地域包括職員と同行訪問し実態把握	・情報の把握及び実態調査	・民生委員や地域からの連絡、情報提供
虐待防止権利擁護	・高齢者虐待対応マニュアルの見直し ・地域福祉課に対する指導・支援	・相談・通報窓口 ・老人福祉法の措置 ・高齢者虐待の立入調査 ・一時保護施設との調整 ・成年後見制度市長申立て事務	・高齢施策推進課とともに高齢者虐待対応マニュアルの見直し	・相談・通報窓口 ・高齢者虐待の報告を受けて地域福祉課とともに支援 ・高齢者虐待や困難事例について対応方法やノウハウの蓄積 ・高齢施策推進課とともに高齢者虐待対応マニュアルの見直し	・相談・通報窓口 ・高齢者虐待に対する支援、対応 ・必要に応じて基幹型包括と協議し対応	・高齢者虐待の通報
認知症相談事業 認知症啓発事業	国の事業見直し(認知症対策総合支援事業の実施)に伴い、24年度以降の位置づけについて検討中					
ケアマネ支援	・事業者への指導、支援	・窓口対応及び助言、指導、支援	・医療と介護の連携強化のための連携体制構築支援 ・ケア初回ラインの作成 ・(地域)主任ケアマネ連絡会(市)	・スキルアップを図るための支援(学習会等) ・ケアマネ連絡会(区) ・(地域)主任ケアマネ連絡会(区)	・個々のケースのリアルタイムな相談、支援 ・ケアマネ連絡会(圏域)	
介護予防関係	・介護予防ケアマネジメンの指導、監督 ・介護予防ケアマネジメン研修の実施		・居宅介護支援事業所との委託契約		・相談受付(電話・来所/本人等、関係者) ・利用契約の締結 ・アセスメントの実施/計画書等の作成 ・計画表等の写しを交付 ファイリング・モニタリング・評価 ・委託プランのチェック	
給付管理			・委託ケースの利用票入力、管理票出力、チェック、過誤請求 ・伝送(包括⇒本部⇒国保連) ・委託対象者情報(FD)の作成及び国保連への持参提出 ・介護給付費等支払決定額通知書の受信と各包括への送付 ・事業所評価加算関係		・利用票入力 ・給付管理票出力 ・実績チェック・実績NGの場合の問い合わせ ・返戻・過誤請求	
特定高齢者施策	・特定高齢者施策の企画 ・健康部との調整				・特定高齢者へのアプローチ	
各種会議関係	・地域包括支援センター事業連絡会 ・地域包括管理者連絡会	※地域包括ケア会議(区版)	・いいともネット(医療と介護の連携)事務局 ・基幹型包括所長連絡会 ・基幹型社会福祉士連絡会 ・基幹型主任ケアマネ連絡会	※地域ケア会議(区版) ・高齢者関係機関会議 ・社会福祉士連絡会(区) ・主任ケアマネ連絡会(区) ・地域主催会議への出席	※地域ケア会議(小学校区単位) ・予防担当会議 ・地域主催会議への出席 ・地域密着型サービス運営推進会議への出席	
統計関係	フォーマットの作成		・月報集約	・月報報告	・月報報告	
電算システム	・電算システムの開発		・電算システムの開発(高齢施策推進課・公社) ・システム貸借契約 ・ハード・ソフト保守関係 ・システム操作に関するマニュアル作成 ・システム操作時トラブルの対応	・システムの運用	・システムの運用	

※ 地域を対象とした会議については、24年度以降の地域包括ケアのシステムを考える中で、小学校区レベル・日常生活圏域レベル・区レベル・市レベルの各段階で、①目的 ②メンバー構成を明確にして、各区共通で開催できるような体制づくりが必要である。